

長岡・越路・三島地域の皆さんへ



4月からごみと資源物の分別方法を一部変更します

※ 詳しくは、ごみ分別冊子「長岡市 ごみと資源物の分け方と出し方 保存版」をご覧ください

枝葉・草

○枝葉・草を、庭や家庭菜園などの身近な大地に戻す取り組みを進めるため、**庭木をせん定した枝葉や街路樹の落ち葉、庭の刈り取った草花、仏壇や墓前に供えた花 だけを収集します。**

家庭菜園の作物の茎やつる・栗のイガは、枝葉・草では収集しません。ご自分の敷地内で処理ができない場合は、「燃やすごみ」に出してください。

○1月と2月は、冬期間のため収集をお休みします。

プラスチック容器包装材

○家庭とごみステーションでの衛生的な処理と環境美化を進めるため、**汚れがひどく、どうしても資源物にならない場合は、「燃やすごみ」に出してください。**

危険物（新規）

○スプレー缶、カセットボンベ、ライター、乾電池、水銀体温計、水銀温度計、蛍光管を「危険物」として月2回、収集を始めます。

4月から家庭ごみ用指定袋等助成制度の対象地域を長岡市全域に拡大します！

申請により家庭ごみ用指定袋引換券等を支給する助成制度を、4月から全市域に拡大します。

◆対象者◆

- ① 生活保護受給世帯 ② 児童扶養手当受給者世帯 ③ 特別児童扶養手当受給者世帯
- ④ 特別障害者手当受給者世帯 ⑤ 障害者紙おむつ購入費助成対象者
- ⑥ 障害者自立支援法に基づき紙おむつの交付を受けている者
- ⑦ 在宅高齢者等紙おむつ支給対象者 ⑧ 3歳未満の児童

※①～⑦の対象者は、平成20年度の各手当等の認定を受けてからの助成になります。

※⑧の対象者で、中之島、山古志、小国、和島、寺泊、枳尾、与板地域にお住まいの方へは4月末日までに申請書を送付する予定です。

●申請方法等のお問い合わせ先：長岡市環境業務課（☎24-2837）

ご利用ください！ごみステーション用看板

4月からのごみと資源物の収集日をお知らせするごみステーション用看板をお渡しします。

お申し込みは、長岡市環境業務課（電話：24-2837）、支所地域は各支所市民生活課（枳尾支所は環境衛生課）までご連絡ください。

月・火・水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
毎週 燃やすごみ 資源物 燃やさないごみ	毎週 プラスチック 資源物包装材	毎週 ひん・缶・缶 ペットボトル	第1・第3のみ 燃やさないごみ
毎週 枝葉・草	毎週 危険物	毎週 断線、雑草・ チラシ、段ボール	第2・第4のみ

ビデオ DVD 「家庭から出されるごみ」がコミュニティセンター等でご覧いただけます

ごみと資源物の分別方法を紹介するビデオとDVDが、コミュニティセンターや主な公民館でご覧いただけます。また、一部の施設では貸出しも行います。

お問い合わせ先：長岡市環境業務課（電話：24-2837）